

「袋井市指定ごみ袋」に係る臨時措置を 10月31日(土)をもって終了します

～終了日を8/31(月)から10/31(土)に変更～

市では、「袋井市指定ごみ袋」の品薄状態を受け、令和8年5月20日(水)から令和8年8月31日(月)まで、『透明または半透明の袋』の使用できる臨時措置を実施しています。現在、「袋井市指定ごみ袋」の販売状況は回復傾向となっておりますが、十分な状況ではありません。このような状況から、臨時措置の終了日を2か月間延長し、令和8年10月31日(土)までとし、臨時措置を終了いたします。

ただし、臨時措置期間中に『透明または半透明の袋』を購入し自宅に在庫が残っているご家庭は、経過措置として、在庫分に限り、令和8年12月末まで使用可能とします。

なお、「袋井市指定ごみ袋」は例年どおりの数量が製造されておりますので、過度な購入はお控えください。市民の皆様には、資源ごみの分別やリサイクルなど、ごみ削減への取組に引き続きご協力をお願いいたします。

～～臨時措置と経過措置～～

- (1)臨時措置期間：令和8年5月20日(水)～令和8年10月31日(土)
- (2)経過措置期間(※1)：令和8年11月1日(日)～令和8年12月末まで
- (3)可燃ごみ集積所に出せるごみ袋(○・△)と出せないごみ袋(×)

期間／袋	袋井市指定ごみ袋	透明又は半透明のごみ袋
臨時措置 (令和8年10月31日(土)まで)	○	○
経過措置 (令和8年12月末まで)	○	△ (※1)
令和9年1月から	○	×

(※1) 自宅に在庫がある『透明または半透明の袋』の使用が可能

次の袋については、いずれの期間においても使用できません。

- ◆黒い袋(中身が見えない袋) ◆紙や布、ダンボールなど中身が見えない袋
- ◆口を縛ることができない袋 ◆磐田市や森町など他市の指定ごみ袋

【お問い合わせ先】 袋井市環境水道部 環境・リサイクル推進課 Tel 0538-84-6057(土・日・祝日を除く)

燃やせるごみの出し方

1 決められた曜日の決められた時間までに出しましょう



ごみは週2回の決められた曜日の午前8時30分までに出してください。時間外に出すと、回収されずにごみが長時間放置されることになります。

2 袋の口はよくしばって出しましょう



中身がこぼれたり、散乱したりする原因となります。必ず、袋の口はしばって出しましょう。

3 「燃やせないごみ」は絶対に入れないでください



ペットボトル、缶、びん、金属などが入っていた場合、ごみは回収されずに残されます。分別し、資源ごみとして出してください。

4 再利用できるものは資源として活かしましょう



新聞紙・雑誌・段ボールなどはPTA等の集団回収や、古紙回収ボックスでも回収を行っています。

5 他自治体の指定ごみ袋でごみを出すことはできません

臨時措置期間中であっても、袋井市以外の自治体の指定ごみ袋を使って、ごみを出すことはできません。他自治体の指定ごみ袋を使用してごみを出した場合、回収されずに残されます。

ごみはルールを守って正しく出しましょう
お住まいの自治会以外へは、出さないでください。